

議案第94号

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。-

別表第1中

中伏古老人憩いの家	芽室町中伏古6線17番地
-----------	--------------

」を

「

中伏古コミュニティセンター	芽室町中伏古6線17番地12
---------------	----------------

」に改める。

別表第2中

中伏古老人憩いの家	和室1 (20)	90
	和室2 (16)	70
	集会室 (62)	280
	調理室 (19)	80

」を

「

中伏古コミュニティセンター	大集会室 (65)	300
	中集会室 (33)	150

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

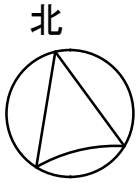
説 明

コミュニティセンターの再整備に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

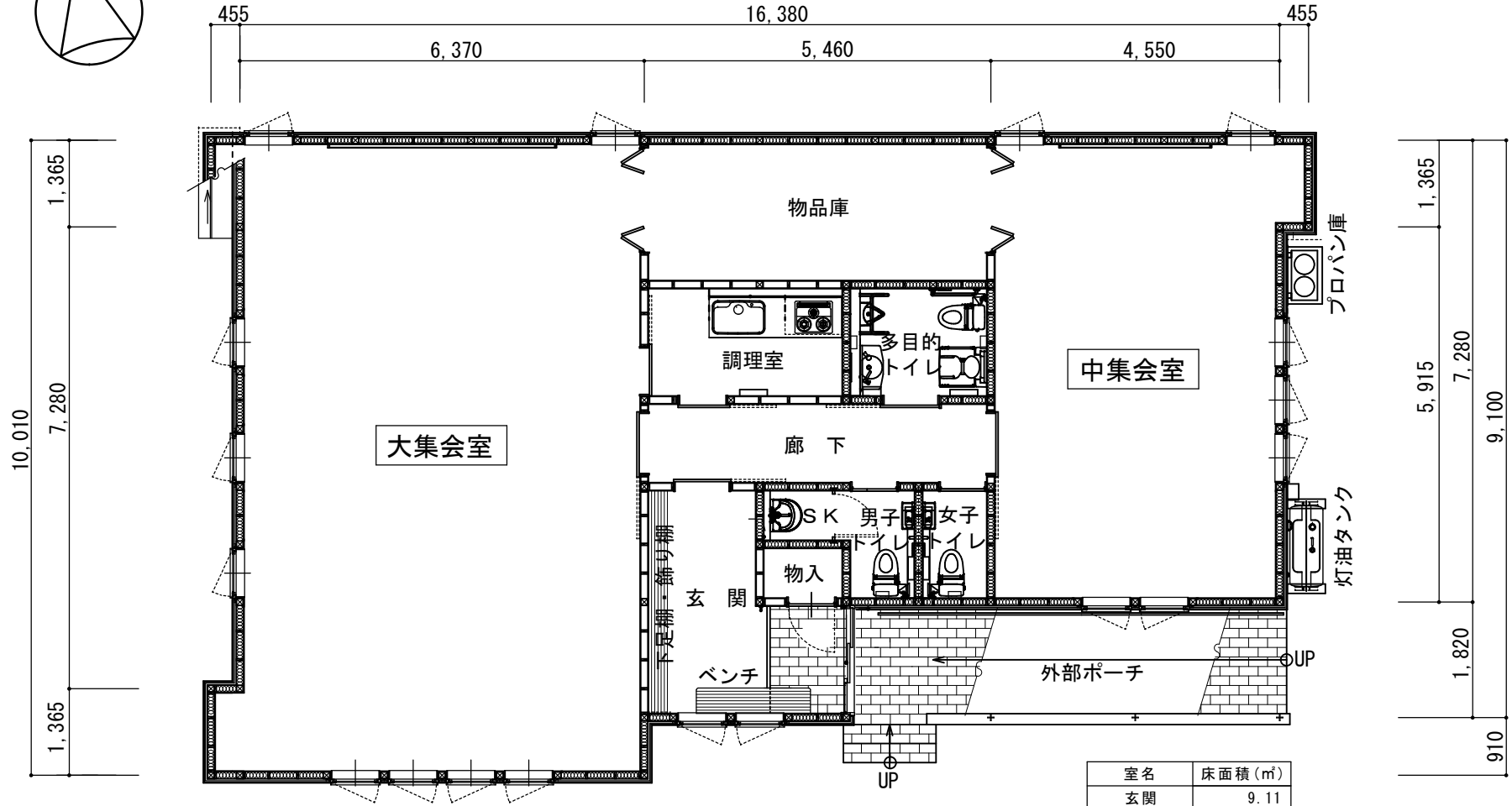
芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
名称	位置		名称	位置	
—略—	—略—		—略—	—略—	
<u>中伏古コミュニティセンター</u>	<u>芽室町中伏古6線17番地12</u>		<u>中伏古老人憩いの家</u>	<u>芽室町中伏古6線17番地</u>	
—略—	—略—		—略—	—略—	
別表第2 (第6条関係)			別表第2 (第6条関係)		
施設名	室名 (㎡)	使用料 (1時間につき) (円)	施設名	室名 (㎡)	使用料 (1時間につき) (円)
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
<u>中伏古コミュニティセンター</u>	<u>大集会室 (65)</u>	<u>300</u>	<u>中伏古老人憩いの家</u>	<u>和室1 (20)</u>	<u>90</u>
	<u>中集会室 (33)</u>	<u>150</u>		<u>和室2 (16)</u>	<u>70</u>
—略—	—略—	—略—		<u>集会室 (62)</u>	<u>280</u>
				<u>調理室 (19)</u>	<u>80</u>
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—

改正案	現 行
<p>附 則 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	



(仮称) 中伏古コミュニティーセンター 平面図



室名	床面積 (㎡)
玄関	9.11
物入	1.24
廊下	7.45
大集会室	65.01
SK	1.24
男子WC	2.07
女子WC	2.07
調理室	5.80
多目的WC	4.14
物品庫	12.42
中集会室	33.75